

特別養護老人ホームやまゆり荘重要事項説明書

社会福祉法人奥州市いさわ会

基本理念

やさしく 温かく 共に生きる

基本方針

一人ひとりの尊厳を守り、福祉への情熱と創造をもとに、地域社会に貢献します。



社会福祉法人奥州いさわ会

特別養護老人ホームやまゆり荘重要事項説明書

1 事業の目的と運営の方針

特別養護老人ホームやまゆり荘の指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において食事、入浴、排泄等の介護、相談及び援助、社会生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるようにすることを目指すものとします。

緑に囲まれた美しい自然の中で文化的な生活環境を整え、家族や地域との連携を重視し、一人ひとりのライフスタイルに沿えるよう援助します。

2 事業所の概要

事業所名	特別養護老人ホームやまゆり荘	
所在地	岩手県奥州市胆沢南都田字加賀谷地416番地	
開所年月日	平成19年4月1日	
指定番号	0391500279	
指定年月日	平成26年4月1日	
利用定員	40人	
職員体制	管理者（施設長）	1人
	医師（嘱託）	1人
	生活相談員	1人
	介護支援専門員	1人
	介護職員	13人
	看護職員	2人
	機能訓練指導員	1人（兼務）
	管理栄養士	1人（兼務）

居室 多床室 2床室・4床室 と 従来型個室があります。

3 職務

- (1) 施設長は、施設の業務を統括します。施設長に事故あるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行します。
- (2) 医師は、利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事します。
- (3) 生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画及び実施に関するに従事します。
- (4) 介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事します。
- (5) 看護職員は、利用者の診察の補助及び看護並びに保健衛生指導に従事します。
- (6) 管理栄養士は、献立作成、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般及びに利用者の栄養指導に従事します。
- (7) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行います。
- (8) 介護支援専門員は、施設のサービス計画を作成します。
- (9) 事務員は、事務全般に関する業務に従事します。

4 ホームの暮らし

- (1) ありのままで暮らせる住まい等を提供します。
 - ・毎日の暮らしは顔馴染みの利用者や職員がいつも身近にいて、居室から一歩出ると語らう場があります。
- (2) 家庭的な食事を提供します。
 - ・食事は食堂又は居室等ご希望の場所で食べていただきます。また、職員と台所を利用しておやつ作り等も行います。
 - ・朝食：午前7時～午前8時 昼食：正午～午後1時 夕食：午後6時～午後7時

- (3) ゆったり安心できる入浴を提供します。
- ・ 浴槽は個浴槽、リフト浴槽及び特殊浴槽を設置しております。
 - ・ 利用される方の身体状況等に応じて、家庭と同じ浴槽からリフトを使つての浴槽、寝たままでする浴槽で入浴することができます。なお、ゆつたりと入浴をしていただくために顔馴染みの職員が介助します。
- (4) プライバシーを守り、個別に排泄ケアをします。
- ・ 利用される方の身体状況、生活習慣に合わせて個別にケアをします。
- (5) 面会時間は午前8時から午後8時までとし、その間ご自由にご面会いただけます。
- ・ 面会簿への記入をお願いします。
 - ・ 居室や談話室等もご利用いただけます。
 - ・ 宿泊も可能です。その場合一泊1人1,000円の負担になります。食事を希望される場合は、一食517円の負担となります。
- (6) 行事や外出は、ご利用されている方と相談して決定します。
- (7) 外出・一時帰宅・通院
- ・ 外出及び一時帰宅は自由です。
 - ・ 通院は施設で行いますが、場合によってはご家族の協力をいただくことがあります。
 - ・ 診療代、薬代については、ご家族にお支払いをお願いします。
- (8) 相談・要望はいつでもお受けします。
- ・ 利用者やご家族からのご要望や、お気づきの点等は、遠慮なくお申し出ください。内容についての秘密は固く守ります。
- (9) その他
- ・ 入院、外泊等により、お部屋が空いている場合には、緊急の短期入所利用者に使用させていただきます。

5 利用料金（介護福祉サービス費）

(1) 介護保険対象サービス料金

利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、費用基準額から事業者を支払われるサービス費の額を控除して得た額とします。（法定代理受領サービスに該当しないサービスにかかる費用を受けた場合は、サービス提供明細書を利用者に交付します）

	(1日の利用料)	(31日分の利用料)
要介護3	732円	22,692円
要介護4	802円	24,862円
要介護5	871円	27,001円

(2) 各種加算（1日当たり）

日常生活継続支援加算	36円	看護体制加算（Ⅰ）	6円
外泊加算	246円	看護体制加算（Ⅱ）	13円
初期加算	30円	夜勤職員配置加算（Ⅰ）	22円
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12円	夜勤職員配置加算（Ⅲ）	28円
個別機能訓練加算（Ⅱ）	月20円	科学的介護推進体制加算	月50円
栄養マネジメント強化加算	11円	サービス提供体制強化加算Ⅰロ	18円
再入所時栄養連携加算	70円	退所前後訪問相談援助加算Ⅰイ	460円
口腔衛生管理加算	月90円	退所時相談援助加算	400円
排せつ支援加算	月100円	退所前連携加算	500円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	月10円	退院時情報提供加算	250円
褥瘡マネジメント加算	月10円（3月に1回を限度とする）		
経口移行加算	28円		
経口維持加算			
（摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる者に経口維持計画を作成した場合）			
Ⅰ（造影撮影等した場合）			28円
Ⅱ（水飲みテスト等した場合）			5円
療養食加算（医師の発行する食事箋に基づき提供された食事）			1食6円

介護職員処遇等改善加算(Ⅰ)… 総単位数14.0%に相当する単位数

看取り介護加算(Ⅰ)(死亡日以前45日前～31日)	… 1日	72円
(死亡日以前4～30日)	… 1日	144円
(死亡日の前日・前々日)	… 1日	680円
(死亡日)	… 1日	1,280円

* 負担割合2割の利用者については上記内容の2倍の料金、3割の利用者については3倍の料金となります。

* 介護保険制度の見直し等で、変更となる場合もあります。

(3) 介護保険対象外サービス料金(介護福祉施設)

利用者負担額	多床室 居住費(1日)	従来型個室 居住費(1日)	食費(1日)
第1段階	0円	380円	300円
第2段階	430円	480円	390円
第3段階①	430円	880円	650円
第3段階②	430円	880円	1,360円
第4段階	915円	1,231円	1,551円

* 居住費…入院・外泊時は介護保険の外泊加算に準じます。

預り金管理料 … 月 500円

(4) その他個人で準備又はご負担いただくもの
理髪代等

6 利用料金のお支払い方法

毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、25日に自動引落としによりお支払いいただきます。取扱い金融機関は(ゆうちょ銀行、岩手ふるさと農業協同組合、水沢信用金庫)です。お支払いいただきますと領収書を発行します。

7 秘密・個人情報を守ります

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、事業所は利用者及び家族等の個人情報が記載されている書類を他の事業所に提供しなければならないことがあります。個人情報をお預りする際に、必ず利用者等の同意を得たうえで提供します。

8 勤務体制

利用者に対し適切な施設サービスを提供するため、早出、平常、遅出、夜勤職員の勤務時間を定め、月ごとに勤務表を作成します。

9 非常災害対策

(1) ホームは、消防法に基づき防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害非常時に備えて必要な設備を設けるものとします。

(2) ホームは、消防法に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難の訓練を実施し、そのうち年2回以上は避難訓練を実施するものとします。

(3) 利用者は健康上または防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、ホーム職員まで事態の発生を知らせるものとします。

10 事故発生時の対応と損害賠償

(1) 利用者に対して介護サービスの提供により、事故が発生した場合には速やかに当該利用者の家族等に連絡するとともに市町村に報告するなど必要な措置を講じます。

(2) 利用者に対して介護サービスの提供により事業者の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、損害を賠償します。ただし、利用者又は親族・姻族代表又は代理人及びその家族の故意又は過失等が認められた場合、又は事業者が相当の安

全配慮措置を行ったにも関わらず事故が発生した場合、又は予見することができない事故の場合に、利用者のおかれた心身の状況等を勘案して減額するのが相当と認められる場合は損害賠償の責を減ずる又は免れる場合があります。

11 身体拘束

- (1) やまゆり荘では、利用者の行動・動きを制限することや体をしばったりする身体拘束は行いません。これは利用者の人権を尊重し自由に生活と行動をしていただくことであります。
- (2) 安全と事故防止に最善の努力をしますが、1人対1人（付ききり）の介護でないため怪我や事故等が起こり得ることがありますがご理解願います。
- (3) サービスの提供にあたっては、利用者の生命、身体、財産の安全を確保するため、緊急時や、やむを得ない場合には、行動を制限することもあります。その場合は速やかに報告します。

12 相談、要望、苦情

サービスについて、利用者やそのご家族からの相談・要望・苦情に対しては、相談窓口を設けております。次の窓口で対応します。

- | | | | | |
|------------|--------------|------------|--------------|-----|
| (1) 苦情受付窓口 | 担当 | 施設課長 | 渡辺 | ともえ |
| 受付時間 | 月～金曜日 | 8:30～17:00 | | |
| 電話 | 0197-46-5660 | F A X | 0197-46-5661 | |

(2) 行政機関、その他の苦情受付機関

- ・胆沢総合支所健康福祉課長寿社会係（健康増進プラザ悠悠館内）

受付時間	月～金曜日	8:30～17:00		
------	-------	------------	--	--

電話	0197-46-2977	F A X	0197-46-3105	
----	--------------	-------	--------------	--

- ・岩手県福祉サービス運営適正化委員会（ふれあいランド岩手内）

電話	019-637-8871	F A X	019-637-4255	
----	--------------	-------	--------------	--

- ・岩手県国民健康保険団体連合会

受付時間	月～金曜日	9:00～12:00	13:00～17:00	
------	-------	------------	-------------	--

電話	019-604-6700	F A X	019-604-6701	
----	--------------	-------	--------------	--

(3) 奥州いさわ会第三者委員

社会福祉法人奥州いさわ会提供する介護サービスに関する苦情に対し、適切な解決を図るため第三者委員を設置しております。

苦情は第三者委員に直接お話ししても受け付けます。

第三者委員

渡邊	松源	胆沢若柳	電話	46-2321
岩渕	栄子	胆沢小山	電話	47-0865
菅野	憲彰	胆沢南都田	電話	46-3263

苦情解決責任者

やまゆり荘施設長	渡辺	久美子	電話	46-5111
----------	----	-----	----	---------

13 協力医療機関等

やまゆり荘では、次の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には速やかな対応をお願いしています。

- ・名称 まごころ病院 まごころ病院歯科
- ・住所 奥州市胆沢南都田字大持40番地

14 サービス提供の終了

- (1) 退所を希望される場合は、退所を希望する日の14日前までにお申し出下さい。
- (2) 本人が病院又は診療所に入院し、3カ月以内に退院できない場合

(3) 本人の死亡又は要介護認定で自立、要支援、要介護1・2（特例入所を除く）と判定された場合。

15 虐待と思われる場合の通報

やまゆり荘は、虐待を受けたと思われる身体状況等を発見した場合は、法令の定めるところにより奥州市に通報します。

16 利用者の制限及び禁止等

(1) 利用者が認知症などの場合は、家族を含む第三者に重要事項の内容をご説明し同意をいただきます。

(2) 飲酒、喫煙は、指定された場所とします。また、事故防止のため酒類及びたばこ、ライター等の火器については施設にてお預かりさせていただきます。

(3) 利用者及び親族・姻族代表又は代理人及びその家族が他の利用者や事業従業員に対し、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことを禁止します。

(4) 預り金管理契約を行った以外の貴重金品の持ち込みは禁止させていただきます。万が一貴重品を持ち込んだ場合については、事業者は一切の責任を負いません。

17 サービス提供における留意事項

(1) 事業者はサービス提供にあたっては安全確保と事故防止について最善の努力を行っています。

万が一事故が発生した場合は、事業所はサービス提供に起因して生じた損害について賠償を行う責任を有しており、事故発生に備えて損害保険に加入しております。但し、利用者又は親族代表又は姻族代表及び家族の行為に起因する事故の場合や、事業者が相当の安全配慮措置を行ったにも関わらず事故が発生した場合、又は予見することができない事故については、損害賠償の責を減ずる又は免れる場合があります。

(2) 以下の行為を行った場合は、契約書記載の契約解除条項に該当する可能性がありますのでご留意願います。

①利用者及び親族・姻族代表又は代理人及びその家族が他の利用者又は事業所従業員への暴力、窃盗又は物品等の破壊等の犯罪行為を行った場合。

②利用者及び親族・姻族代表又は代表人及びその家族が他の利用者及び事業所従業員への暴言や嫌がらせ、セクシャルハラスメント等のハラスメント行為を継続して行った場合。

③第16に定める制限及び禁止行為を行った場合。

④利用者及び親族・姻族代表又は代理人及びその家族が他の利用者や事業者の名誉を棄損する行為、又は事業者及び従業員に対して通常実施するサービスの範囲を超えたサービス提供を要求する等の営業妨害行為。

⑤利用者及び親族・姻族代表又は代理人及びその家族がSNS等を使用し、他の利用者又は事業者及び従業員の個人が特定できる情報や名誉を棄損する情報をインターネット上に公開する行為を行った場合。

18 支払遅延等

(1) 利用者が、サービス利用料金の支払い期日より3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、遅延損害金として年14.6%加算していただきます。

(2) それでも前項の利用料の滞納が続く場合は退所していただくこととなります。

19 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、主治医、救急隊、ご家族へ連絡をいたします。

連絡先

ご家族氏名① ②

緊急連絡先① ②

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 社会福祉法人奥州いさわ会

所在地 岩手県奥州市胆沢南都田字加賀谷地416番地

事業所 特別養護老人ホームやまゆり荘

説明者署名

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意します。

利用者 住所

署名

(代筆者署名

(続柄)

)

親族・姻族代表者又は代理人 住所

署名